

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 396 号）

〔 府立高等学校における調査書等文書公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 4 月 30 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 6 月 21 日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

大阪府立〇〇高等学校 〇〇氏が継続して行っていた犯罪行為（暴行罪・傷害罪・侮辱罪・名誉棄損罪等）を調査した事がわかる文書及び懲戒処分した事がわかる文書（決裁書、議事録等）。

〇〇氏に対しては顔面を靴で殴打し、ヘッドロックで投げ飛ばし、「地獄見せたるか」との言動がありました。

また〇〇氏に対しては柔道の受身をおしえないまま、十数回投飛ばし、教室にて侮辱的な発言を行っております。

上記については〇〇氏及び〇〇が、教職員室教職員人事課管理・公務災害グループ様に申し上げております。

大阪府議会議員〇〇先生からも、教職員室教職員人事課様が調査してくださっている事は拝聴しております。

〇〇氏も過去において、継続して上記犯罪行為行っていたことは認めております。

大阪府のホームページ記載の「重大な人権侵害事象であり、決して許されるものではありません」の通りであります。

- 2 同年 7 月 5 日付けで、実施機関は、条例第 13 条第 2 項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしない理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は、条例第 9 条第 1 号に該当する特定個人のプライバシーに関する情報に関するものであり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる情報を公開することとなることから、条例第 12 条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。

- 3 同年 8 月 10 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めます。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

調査した文書の決裁書の標題、日時、場所、出席者、決定された懲戒処分の種類及び個人情報に該当する部分を除き公開するべきであります。

2 口頭意見陳述における主張

40年ほど前に〇〇教諭が行っていた本件請求内容の暴力行為については、直接電話にて当該教諭に確認しており、本人は認めている。審査請求人が〇〇高校に在籍していた3年間、当該教諭は傷害事件ばかりを起こしている。

昨今、新聞等で懲戒処分に時効はないと知ったので、処分庁に対し、当該教諭を懲戒処分して欲しいと申し出た。処分庁からは申出内容について調査を行うとの回答があったため、その調査結果について情報公開請求を行った。

もし、暴力行為を行った〇〇教諭が処分されていないのならば、調査を行うと回答した処分庁はうそを言っていることになる。懲戒処分は公表されるものであり、全てが開示できないという決定に納得ができない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

審査請求人は個人情報の公開を請求しており、これらの存在又は不存在を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外規定によって保護される利益が害されるおそれがあるため、当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定は妥当である。

3 実施機関の説明における主張

本件請求には、特定の教諭の氏名及び当該教諭に係る調査や処分に関する記載が含まれている。人事管理上で保有される勤務態度、勤務成績及び処分歴など職員としての身分に係る情報は、公務員の情報であっても、個人情報として保護されるべきであり、本件請求に対して文書の存否を回答するだけで、個人情報を公開することと同様の効果を生じさせるため、条例第12条により、行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求拒否を決定した。

なお、審査請求人とのやりとりにおいて、条例第 12 条の考え方を踏まえ、請求対象を特定するために特定の個人の氏名を用いないならば、公開・非公開の判断を行うことになることを説明したが、審査請求人からの理解を得ることが困難な状況であり、引き続き、調査結果の内容を教えて欲しいとの申し出があったため、本件決定に至ったという経緯がある。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書に記載されている場合には、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定について、実施機関は、本件係争文書の存否を明らかにするだけで、条例第 9 条第 1 号に該当する情報を公開するおそれがあるため、条例第 12 条の規定に基づき、存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは正当であると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第 12 条について

条例第 12 条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる条例第 8 条又は第 9 条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

特定の個人名を示してプライバシーに関する情報が請求される場合には、実施機関は、そのような場合に文書の存否を明らかにすることができないこと、請求に係る行政文書の特定方法を工夫すべきことを説明し、請求者の理解と協力を求めながら、できる限り 12 条を適用せず、行政文書の存否を明らかにした上で公開・非公開の判断ができるよう努めるべきである（解釈運用基準 50～51 頁）。

「第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる情報を公開することとなる時」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第 8 条及び第 9 条に定め

る適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件1」という。）、
・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件2」という。）と
いう。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号の個人情報とは、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、

イ 特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

この「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むものである。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。

(3) 条例第9条第1号の該当性について

本件請求は、特定の教諭の氏名を用いて、その教諭の非違行為について、実施機関が行った調査記録及び懲戒処分に係る行政文書の公開を請求するものである。

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないか、要件アから要件ウの該当性を検討する。

特定の個人の氏名は、要件ア及び要件イに該当する。

要件ウについて検討するところ、公務員の職務に関する情報は公開されるべきであるが、本件請求は、特定の教諭の非違行為に関する調査記録や懲戒処分を行ったことに関する情報を求めるもので、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。

したがって、条例第9条第1号に該当する。

(4) 要件1及び要件2の該当性について

実施機関が本件請求に対し、対象文書が存在したか否かを明らかにすれば、実施機関が特定の教諭の非違行為について調査や懲戒処分を行ったかどうかの事実を公開することとなるため、要件1に該当する。

また、これらの事実が公開されると、特定の個人に係る他人に自己の情報を知られたくないという法的保護に値する利益を侵害するおそれがあると認められ、条例第9条第1号によって保護すべき利益が損なわれると認められるので、要件2に該当する。

以上により、本件請求は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなり、条例第12条の要件に該当することから、実施機関による本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋